

免許証再交付申請（法第10条）

1 内容

免許証をき損し、または亡失したときには、15日以内に届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・免許証記載事項変更届 2部
 - ・麻薬小売業者免許証 原本
- 各部数は控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

2,700円（佐賀県収入証紙）

4 申請時期

届出の事由が生じた日から 15日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に亡失していた免許証を『免許証返納届』により返納しなければなりません

薬局所在地が、区画整理等に伴い地番変更する場合には、記載事項変更届を届け出る必要はありません。